

各種事務事業の取扱い（水産業関係）

各種事務事業の取扱い（水産業関係）について提案する。

平成15年12月25日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会  
会長 田 岡 克 介

協議項目	26-4-2 各種事務事業の取扱い（水産業関係）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。</li><li>・ 補助金等のうち、漁業近代化資金利子補給金については、厚田村の制度に合わせるものとし、担い手支援助成金及び産業振興資金貸付については、合併時に再編するものとする。</li><li>・ 共同船揚場管理事業については、合併時に浜益村の制度に合わせるものとする。</li></ul>	

協 議 調 書  
( 総 括 表 )

協議項目	26-4-2	各種事務事業の取扱い(水産業関係)	所 管	経済産業専門部会
調整の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。</li> <li>・補助金等のうち、漁業近代化資金利子補給金については、厚田村の制度に合わせるものとし、担い手支援助成金及び産業振興資金貸付については、合併時に再編するものとする。</li> <li>・共同船揚場管理事業については、合併時に浜益村の制度に合わせるものとする。</li> </ul>			
区 分	具 体 の 取 扱 い			
1. 関係団体(公共的団体等)	現行のとおりとする。			
2. 関係団体(協議会等)	新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとする。			
3. 補助金等	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、漁業近代化資金利子補給金については、厚田村の制度に合わせるものとし、担い手支援助成金及び産業振興資金貸付については、合併時に再編するものとする。			
4. 手数料等	石狩市においてのみ実施している事業であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
5. 共同船揚場管理事業	浜益村においてのみ実施している事業であるが、新市においても船揚場の管理運営は必要であることから、合併時に浜益村の制度に合わせるものとする。			
6. 水産業関係事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			

( 個 表 )

1. 関係団体(公共的団体等) (第7回現況調書56ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
関係団体	石狩湾漁業協同組合 構成：石狩市、厚田村、浜益村 平成16年1月1日合併	石狩湾漁業協同組合 構成：石狩市、厚田村、浜益村 平成16年1月1日合併	石狩湾漁業協同組合 構成：石狩市、厚田村、浜益村 平成16年1月1日合併	現行のとおりとする。

2. 関係団体(協議会等) (第7回現況調書57～58ページ参照) 57ページは訂正分を参照

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
関係団体	石狩管内密漁防止対策協議会 石狩・後志管内漁業士会 石狩水産振興会 石狩湾ニシン資源栽培漁業振興協議会 北海道漁船海難防止・水難救済センター 北海道栽培漁業振興公社 日本海さけ・ます増殖事業協会 北海道さけ・ます増殖事業協会 石狩地区さけ・ます資源対策協議会 北海道水産会	石狩管内密漁防止対策協議会 石狩・後志管内漁業士会 石狩水産振興会 石狩湾ニシン資源栽培漁業振興協議会 北海道漁船海難防止・水難救済センター 北海道栽培漁業振興公社 日本海さけ・ます増殖事業協会 北海道さけ・ます増殖事業協会 石狩地区さけ・ます資源対策協議会 北海道水産会 全国市町村水産業振興対策協議会 厚田村水産振興対策協議会	石狩管内密漁防止対策協議会 石狩・後志管内漁業士会 石狩水産振興会 石狩湾ニシン資源栽培漁業振興協議会 北海道漁船海難防止・水難救済センター 北海道栽培漁業振興公社 日本海さけ・ます増殖事業協会 北海道さけ・ます増殖事業協会 石狩地区さけ・ます資源対策協議会  全国市町村水産業振興対策協議会	新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとする。

3. 補助金等 (第7回現況調書59～66ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
産業振興奨励補助金	石狩市産業振興奨励補助金 (内容)団体又は個人の行う産業の振興に関する事業に対し補助する。	厚田村産業振興奨励補助金 (内容)団体の行う産業の振興に関する事業に対し補助する。	浜益村産業振興奨励補助金 (内容)団体の行う産業の振興に関する事業に対し補助する。	3市村ともほぼ同様の内容であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

( 3 . 補助金等つづき )

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体的取扱い
漁業活性化資金 金 利 子 補 給 金	石狩市漁業活性化資金利子補給金 (内容)石狩漁業協同組合が 石狩川地域産業振興協会からの融資実績に対し利子補給する。 ・ 年利 2.5%の利率を乗じて得た額以内	該当なし	該当なし	漁業の活性化については、新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
漁業近代化資金 金 利 子 補 給 金	該当なし	厚田村漁業近代化資金利子補給金 (内容)漁業経営の近代化を推進しようとする漁業者に対し、資金を貸付ける金融機関へ利子補給する。 ・ 年利 1%以内	浜益村漁業近代化資金利子補給金 (内容)漁業経営の近代化を推進しようとする漁業者に対し、資金を貸付ける金融機関へ利子補給する。 ・ 年利 1%以内	漁業経営の近代化については、新市においても必要であることから、合併時に厚田村の制度に合わせるものとする。
担い手支援助成金	該当なし	該当なし	浜益村担い手支援助成金 後継者育成助成金 (内容)村内において就業し、引き続き定住の意思を有する満 18 歳～45 歳未満の者 産業後継者が就業のため備品等を購入する場合に助成する。 ・ 購入費の 1/2(上限 50 万円) 産業後継者が技術取得のための講習会等の参加経費に対し助成する。 ・ 経費の 1/2(上限 30 万円) 体験就業奨励金 (内容)農業、漁業に体験的(6 ヶ月～1 年未満)に就業しようとする満 16 歳～35 歳未満の村外に住所を有する者 ・ 1 ヶ月につき 3 万円 体験就業受入奨励金 (内容)体験的(6 ヶ月～1 年未満)に就業しようとする者を受入れる農業、漁業の経営主 ・ 1 ヶ月につき 3 万円	担い手支援対策については、新市においても重要な課題であることから、新規参入者及び後継者育成の支援として、技術取得研修に要する経費の助成や農協等からの資金借り入れに対する利子補給などを検討し、合併時に再編するものとする。

( 3 . 補助金等につき )

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
産業振興資金貸付	該当なし	<p>厚田村産業振興資金貸付 (内容)産業振興等に係る事業を行う団体に対し貸付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・つなぎ資金 年利 1.3% 期間 年度内</li> <li>・長期資金 年利 0.65% 期間 7年以内(据置2年以内)</li> </ul> <p>厚田村農林漁業特別振興資金貸付 (内容)農林漁業の生産を共同又は集団に行うことを目的とした農林漁業者の組織する団体及び団体構成員に対し貸付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林漁業者個人 貸付額 100万円以内 利率 年利1.3%以内 期間 7年以内</li> <li>・農林漁業者の組織する団体 貸付額 500万円以内 利率 年利1.3%以内 期間 7年以内</li> </ul>	<p>浜益村産業振興資金貸付 (内容)産業振興等に係る事業を行う団体に対し貸付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補完資金 年利 11.5%以内 期間 5年以内(据置2年以内)</li> <li>・事業資金 年利 11.5%以内 期間 年度内</li> <li>・特認資金 年利 11.5%以内 期間 5年以内(据置2年以内)</li> </ul>	<p>新市が推進する事業を実施する産業団体や団体構成員に対し資金援助を行うことは、産業振興を図るうえで必要であることから、新たな融資及び利子補給制度などを検討し、合併時に再編するものとする。</p>

4 . 手数料等 ( 第7回現況調書67ページ参照 )

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
船員手帳の交付又は書換え	1件につき 1,900円	該当なし	該当なし	<p>石狩市においてのみ実施している事業であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。</p>
船員手帳の訂正	1件につき 430円			
船員に係る雇用契約公認申請の審査	1件につき 430円			

5. 共同船揚場管理事業（第7回現況調書68ページ参照）

区分	石狩市	厚田村	浜益村				具体の取扱い																											
施設	該当なし	該当なし	千代志別船揚場 毘砂別船揚場 送毛船揚場 床丹船揚場 雄冬船揚場				浜益村においてのみ実施している事業であるが、新市においても船揚場の管理運営は必要であることから、合併時に浜益村の制度に合わせるものとする。																											
使用料			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>3カ月未満</th> <th>3カ月以上 6カ月未満</th> <th colspan="2">6カ月以上 12カ月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">動力船</td> <td>1トン未満</td> <td>1,850円</td> <td>3,090円</td> <td colspan="2">4,740円</td> </tr> <tr> <td>1トン以上 2トン未満</td> <td>2,060円</td> <td>3,500円</td> <td colspan="2">5,150円</td> </tr> <tr> <td>2トン以上</td> <td>2,470円</td> <td>4,120円</td> <td colspan="2">6,180円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">船外機付</td> <td>1,440円</td> <td>2,060円</td> <td colspan="2">3,090円</td> </tr> </tbody> </table>					区分		3カ月未満	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 12カ月		動力船	1トン未満	1,850円	3,090円	4,740円		1トン以上 2トン未満	2,060円	3,500円	5,150円		2トン以上	2,470円	4,120円	6,180円		船外機付		1,440円	2,060円	3,090円
区分		3カ月未満	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 12カ月																														
動力船	1トン未満	1,850円	3,090円	4,740円																														
	1トン以上 2トン未満	2,060円	3,500円	5,150円																														
	2トン以上	2,470円	4,120円	6,180円																														
船外機付		1,440円	2,060円	3,090円																														

6. 水産業関係事務（第7回現況調書69～71ページ参照）

3市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。